

平成 2 8 年度第 1 回川口市社会福祉保健審議会

日 時 平成 2 8 年 8 月 2 4 日（水）

午後 1 時 3 0 分

場 所 本庁舎別館 2 階 議会第 1 委員会室

川口市福祉部・子ども部・健康増進部

平成28年度 第1回 川口市社会福祉保健審議会

— 次 第 —

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

議題1 報告事項(1) 平成27年度生活困窮者自立支援事業の実施状況について

議題2 報告事項(2) 特別養護老人ホームの整備等について

議題3 報告事項(3) 地域包括ケアシステムの構築について

4 その他

5 閉 会

議題 1 報告事項（1）

平成 27 年度生活困窮者自立支援事業の実施状況について

（1）生活困窮者自立支援制度の概要

ア 生活困窮者自立支援制度の背景

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、平成 27 年 4 月 1 日に生活困窮者自立支援法が施行された。

イ 生活困窮者自立支援制度の目的

自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

ウ 生活困窮者の定義

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

（2）ワンストップサービスの構築

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、福祉や生活に関する複合的な課題を持つ方の相談と、市役所のどの部署に相談したらよいか分からないような相談について、できる限り利用者本位の一貫したサービスを提供できるよう、平成 27 年 4 月 1 日から、市役所第二庁舎 2 階に「総合相談窓口」を設置し、当該年度において、3,081 件の相談を受けた。

(3) 事業の実施状況

<必須事業>

ア 自立相談支援事業

事業概要	市役所第二庁舎 2 階に、経済的な問題と併せて生活上の様々な問題に関する生活困窮者を対象とした相談窓口である「川口市生活自立サポートセンター」を設置した。生活困窮者からの相談を受け、①生活困窮者が抱える課題の評価分析、②自立に向けたプランの作成、③関係機関と連携しながら生活全般にわたる包括的な支援を行うもの。
相談件数	1, 0 6 0 件（電話相談含む）
支援申込	2 5 2 件
プラン件数	7 0 件
委託金額	1 9, 6 0 4, 0 0 0 円
委 託 先	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
国庫負担	3 / 4

イ 住居確保給付金

事業概要	離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給するもの。
利用件数	5 6 件
給 付 額	9, 4 8 9, 4 0 0 円
就職者数	2 7 人
備 考	直営により実施
国庫負担	3 / 4

<任意事業>

ア 就労準備支援事業

事業概要	直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、生活自立、社会自立段階からの訓練等を有期で実施するもの。 (日常生活自立支援) 適正な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、適切な身だしなみ等に関する助言・指導を行った。 (社会生活自立支援) 社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行った。 (就労自立に関する支援) 一般就労に向けた技術や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導を行った。
利用件数	16件
就職者数	10人
委託金額	17,196,840円
委託先	特定非営利活動法人 ワークーズコープ
国庫補助	2/3

イ 学習援助事業

事業概要	生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生及び高校生に対して、高等学校進学及び卒業の重要性を理解させるとともに、基礎学力の向上を図ることにより、高等学校への進学及び卒業を支援するもの。高校進学や中退防止を目的とした学習教室を市内7ヶ所で開催し、また、不登校等の問題を抱えた世帯への家庭訪問による支援を実施した。
延開催数	590回
参加人数	(実人数) 中学生 227人 高校生 58人 (延人数) 中学生 4,075人 高校生 758人
委託金額	42,904,000円
委託先	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク
国庫補助	1/2

(4) 実施状況を踏まえた今後の対応

ア 就労準備支援事業において、更なる対象者の早期発見のため、事業規模、支援体制を見直し、課題や問題点を見据えた対応に努める。

イ 学習支援事業において、学習教室を8ヶ所に増やすとともに他部局との支援策の連携を図るなど効果的な支援の実施に向け対応する。

ウ 早期支援が実施できるよう福祉部局内のみではなく、関係部局や外部関係機関等との連携を緊密にし、事業内容や支援状況などの情報を共有しつつ制度周知に努める。

議題 2 報告事項（2）

特別養護老人ホームの整備等について

（1）特別養護老人ホーム とわの郷の整備について

施設概要（平成28年4月1日開所）

施設名	特別養護老人ホーム とわの郷
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	かわぐちしおおあざあかやまあざさんのうちょう 川口市大字赤山字山王町 76-1 他
設置主体	社会福祉法人 川口長生会（かわぐちちょうせいかい）
代表者	理事長 松岡 明哲（まつおか あきのり）
定員	特別養護老人ホーム 100人（ユニット型個室100人）
総事業費	施設建設費 990,669,970円 設備整備費等 192,891,030円 土地取得費 0円 計 1,183,561,000円
県補助額	施設整備費 300,000,000円 設備整備費 25,000,000円 計 325,000,000円
市助成額	施設整備費 100,000,000円 設備整備費 8,333,000円 計 108,333,000円 （県費補助限度額の3分の1）
構造・規模	重量鉄筋造 地上3階建て （1階：ユニット型個室 20人） （2階：ユニット型個室 40人） （3階：ユニット型個室 40人）
敷地面積	4,861.49㎡
建築面積	1,868.92㎡
延床面積	4,418.51㎡

社会福祉法人 川口長生会

特別養護老人ホーム とわの郷 案内図（川口市大字赤山字山王町76-1他）



(2) 特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンターの整備について

施設概要 (平成28年4月1日開所)

施 設 名	特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター
施 設 種 別	特別養護老人ホーム
所 在 地	かわぐちしおおあざにしあらいじゅくあざぼくでん 川口市大字西新井 宿 字ト傳 1 1 9 3 - 1 他
設 置 主 体	社会福祉法人 厚生会 (こうせいかい)
代 表 者	理事長 田平 芳寛 (たひら よしひろ)
定 員	特別養護老人ホーム 1 2 0 人 (ユニット型個室 8 0 人) (多床室 4 0 人)
総 事 業 費	施設建設費 1, 1 2 8, 9 6 9, 8 4 2 円 設備整備費等 2 1 1, 0 0 4, 1 5 8 円 土地取得費 0 円 計 1, 3 3 9, 9 7 4, 0 0 0 円
県 補 助 額	施設整備費 3 6 0, 0 0 0, 0 0 0 円 設備整備費 2 5, 0 0 0, 0 0 0 円 計 3 8 5, 0 0 0, 0 0 0 円
市 助 成 額	施設整備費 1 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円 設備整備費 8, 3 3 3, 0 0 0 円 計 1 2 8, 3 3 3, 0 0 0 円 (県費補助限度額の3分の1)
構 造 ・ 規 模	重量鉄筋造 地上3階建て (1階:多床室 4 0 人) (2階:ユニット型個室 4 0 人) (3階:ユニット型個室 4 0 人)
敷 地 面 積	6 4 2 0 . 1 7 m ²
建 築 面 積	2 3 6 4 . 8 6 m ²
延 床 面 積	6 3 3 2 . 1 6 m ²

社会福祉法人 厚生会

特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター 案内図(川口市大字西新宿字ト傳1193-1他)



(3) 今後の整備予定

社会福祉法人名	施設名	所在地	定員	協議年度	整備年度	開所予定
末広会	(仮称) 第2春香苑	末広3-130	80 (ユニット型個室)	H26	H27. H28	H29
鳳凰会	(仮称) 香の里	安行小山字根郷455-1	90 (ユニット型個室)	H26	H27. H28	H29
あすか福祉会	(仮称) 孝の季苑	青木5-502-6	160 (ユニット型個室)	H27	H28. H29	H30
桐和会	道合さくらの杜	道合1318-1	1 (ユニット型個室)	H27	H28. H29	H30

(4) 特別養護老人ホームの待機者について

★市内在住者（介護度・年齢内訳）

項目		今回 (H28. 1. 1) (a)	構成比 (%)	前回 (H27. 1. 1) (b)	差 (a-b)
市内待機者実数		568		764	-196
介護度	1	26	4.6	55	-29
	2	88	15.5	134	-46
	3	141	24.8	167	-26
	4	154	27.1	200	-46
	5	159	28.0	208	-49
	その他	0	0.0	0	0
平均介護度		3. 5 8			
年 齢	4 0 代	0	0.0	0	0
	5 0 代	3	0.5	3	0
	6 0 代	36	6.3	54	-18
	7 0 代	152	26.8	206	-54
	8 0 代	273	48.1	347	-74
	9 0 代以上	104	18.4	154	-50
平均年齢		8 2. 2 0			

★市外在住者

項目	今回 (H28. 1. 1) (a)	前回 (H27. 1. 1) (b)	差 (a-b)
市外待機者実数	497	605	-108

議題3 報告事項（3）

地域包括ケアシステムの構築について

本市では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）をみすえて、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを切れ目なく利用することができる仕組みづくりに取り組んでいる。具体的には以下のとおり。

（1）在宅医療・介護連携の推進

ア 川口市在宅医療サポートセンターの設置

医療・介護の適切なサービスが受けられるよう、専門職によるコーディネーターを配置し、在宅療養患者の支援を行っている。

- 事業内容 （A）患者の退院支援
 （B）電話や来訪者の相談対応
 （C）患者の基本情報の共有・整理
 （D）患者情報・資源情報等のためのカンファレンスの開催

○設置日 平成27年12月

○設置場所 川口市医師会事務局内

イ 在宅療養支援ベッドの確保

上記サポートセンターに登録された在宅療養患者が、病状の悪化により一時的入院が必要と判断された際に、往診医の要請により一時入院先を確保する。

- 事業内容 15病院の輪番制により、バックアップ体制をとりながら、1日1床を確保

○開始日 平成28年2月

ウ ICTによる医療・介護連携ネットワークの構築

医療と介護の情報共有の支援を図るために、コミュニケーションツールを利用し、適時適切な情報共有の促進を行う。現在、システムの仕様について開発中である。

- システム概要 登録患者の医療情報や状況などを、その患者を支援する医療・介護関係者が、リアルタイムで共有できるもの。主治医が管理者となりグループ参加メンバーを決定する。（メンバー以外の利用はできない）

（ネットワークの全体像は12ページ参照）

○導入予定時期 平成29年3月

【参 考】 ICTによる医療・介護連携ネットワークの全体像



(2) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すための体制の整備を図る。

ア 認知症初期集中支援チームの設置

認知症が疑われ、症状も明らかであるにも関わらず、認知症に対する理解がないことなどから、医療や介護の支援に結びついていない方に対し、複数の専門職が、本人や家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

- 主な活動内容 (A) 初回訪問時の支援（医療機関や介護サービスなどの説明、本人、家族への心理的サポートなど）
(B) 観察・評価（認知機能、行動・心理症状などの本人の状態と、家族の介護負担度など）
(C) 専門医を含めた担当者会議の開催
(D) 初期集中支援の実施（本人への助言、医療機関への受診勧奨など）

○対象者 40歳以上の方で、認知症高齢者相談所や地域包括支援センターで支援が必要とされた方

○構成員 認知症サポート医1名
保健師、看護師、作業療法士等の専門職2名

○支援期間 6ヶ月程度

○設置場所 川口市認知症高齢者相談所内

○設置日 平成28年5月

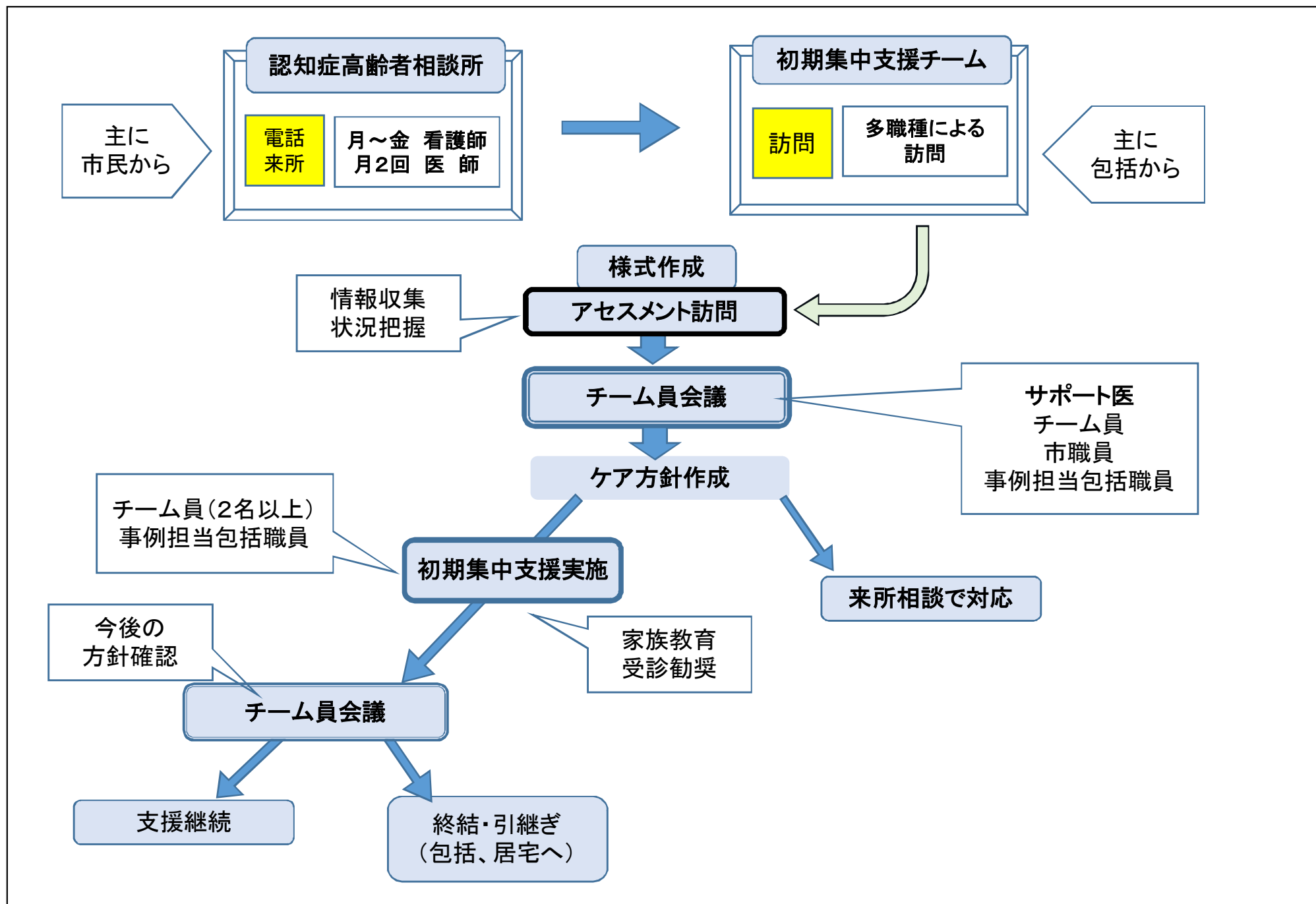
(認知症初期集中支援チームの運用の流れは14ページ参照)

イ 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人やその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を配置し、相談への対応や医療機関、介護サービス事業所など、地域の関係機関と連携を図りながら支援を行う。

○配置場所 市内18ヶ所の地域包括支援センター
(地域包括支援センター職員が兼務)

○配置日 平成28年4月



(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、要支援者を対象とした介護予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、各市町村の状況にあわせて実施できる地域支援事業に位置づけられたことから、現在実施内容の検討を進めている。（検討内容については、16 ページ参照）

ア 平成29年4月から実施の新しい総合事業について

介護予防訪問介護と介護予防通所介護においては、移行前と同等のサービスを実施する。なお、報酬等のあり方については、現在検討中である。更に、新しい総合事業への移行にあたり、介護予防ケアマネジメントマニュアルを作成し、適切なケアマネジメント手法を地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等へ周知する。

イ 平成30年度以降の対応について

平成30年4月には、介護保険制度の改正が見込まれており、国においては要介護1・2の方への支援のあり方なども議論されていることから、国の動向を注視しつつ、準備を進めている。

ウ 介護予防ギフトボックス事業について

高齢者に地域における介護予防、健康増進に向けた様々な活動を知り、体験できる機会を提供することにより、高齢者の介護予防・健康増進に対する自主的、継続的な取り組みを推進する。

○実施内容 (A) 市は介護予防、健康増進に向けた活動を行っている市内の企業・団体等に代わり、活動等の周知と参加者の募集、とりまとめを行う。

(B) 市は参加者が一定期間、安価で介護予防、健康増進に向けた活動が体験できるよう、事業者へ補助を行う。

（事業の概要については、17 ページ参照）

○補助内容 補助額…参加者一人につき月会費の1／2まで
（上限1,500円）

期間…各事業者が定める体験教室の期間（最長3ヶ月）

○参加者 65歳以上の市民で、要支援・要介護認定を受けていない方

○実施場所 各企業・団体等が市内で通常活動している場所

○スケジュール

平成28年 8月 事業者の募集

10月 広報紙等による事業の案内、参加者の募集

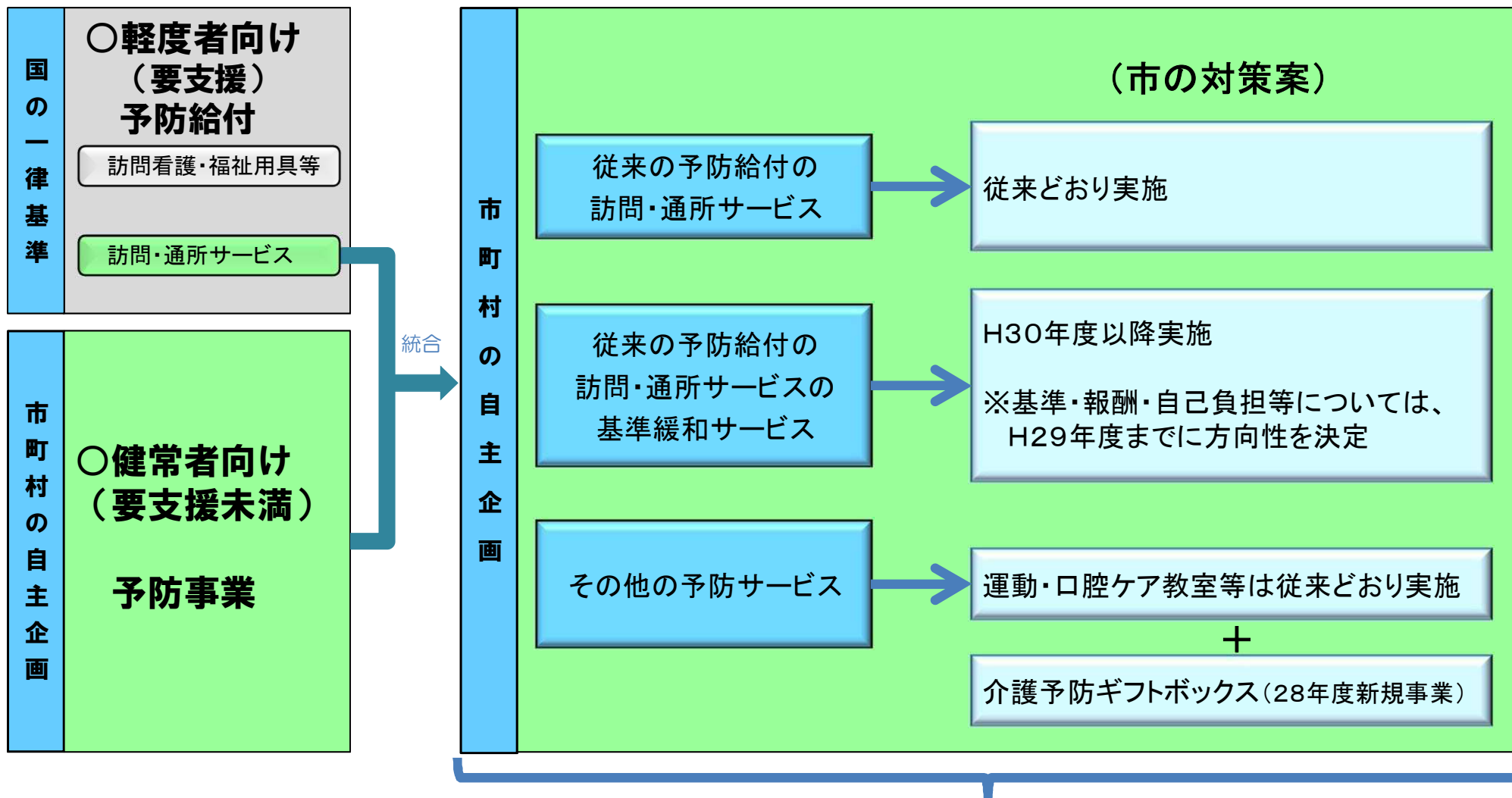
11月 参加者の受付、とりまとめ

12月 教室・活動への参加開始

平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

《 従 来 》

《 国の制度改正を踏まえた見直し》



- ・ 国が事業費の上限の大枠を決定。
- ・ 上限超過分は、制度上、財政支援がないため、保険料への転嫁が必要（詳細は今後検討）

川口市介護予防ギフトボックス事業

高齢者 多様な活動の中から、自分にあった活動に体験参加。

体験参加

スポーツジム

運動サークル

介護事業を実施する
NPO法人

など

市の基準

※市が広報等で募集を行う
※活動に対して市が補助を行う

体験内容が気に入った場合は入会へ

メリット

企業：体験参加の会員募集が容易
市：介護予防の多様な機会を提供
高齢者：継続した介護予防が可能

- ・健康維持に関する企業・団体等が市内で活動
- ・元気になった高齢者が地域を支える新たな社会資源に

健康産業・健康活動の先進地域を目指す！

(設置)

第1条 社会福祉及び保健に関する施策の総合的、計画的な運営を図るため、川口市社会福祉保健審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成12条例18・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉事業及び保健事業の分野における共通的基本事項に関すること。
- (2) 社会福祉事業及び保健事業の諸制度の運営についての重要事項に関すること。
- (3) 社会福祉施設及び保健施設の運営管理についての重要事項に関すること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(平成12条例18・平成14条例20・平成16条例11・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(平成10条例12・一部改正)

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) ボランティア活動に従事する者
- (3) 社会福祉関係団体の役員
- (4) 医療機関及び医療関係団体の役員
- (5) 地域住民組織の関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、社会福祉及び保健について識見を有する者

(平成12条例18・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成12条例18・一部改正)

(会議)

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成12条例18・一部改正)

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 審議会において、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営等について必要な事項は、別に規則で定める。

(幹事)

第11条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平成10条例12・平成16条例11・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日条例第12号)

この条例中第12条の改正規定は平成10年4月1日から、第3条の改正規定は同年5月15日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第18号)

この条例は、平成12年5月15日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日条例第11号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市社会福祉保健審議会条例(昭和53年条例第53号。以下「条例」という。)第10条第2項及び第13条の規定に基づき、川口市社会福祉保健審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成12規則26・一部改正)

(部会の組織等)

第2条 条例第10条の規定による部会の設置、調査審議事項及び委員構成等については、審議会の議決により定める。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果について審議会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指定する者がその職務を行う。

(平成10規則10・旧第3条繰上)

(部会の会議)

第3条 部会の会議の運営については、審議会の運営の例による。

2 部会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、部会の会議の運営について必要な事項は、部会長が部会にはかって定める。

(平成10規則10・旧第4条繰上)

(会議録の作成)

第4条 会長及び部会長は、会議を開催したときは、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成するとともに、必要に応じて市長に報告するものとする。

2 会議録には、会長又は部会長並びに会長又は部会長が指名する出席委員1人が署名しなければならない。

(平成10規則10・旧第5条繰上)

(答申等)

第5条 審議会は、市長の諮問に対する答申及び意見の具申をする場合において、特に必要があると認めるときは、審議過程における参考意見、附帯意見その他行政執行上配慮すべき事項を答申書又は意見書に併記することができる。

(平成10規則10・旧第6条繰上)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月28日規則第18号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第10号)

この規則は、平成10年5月15日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第26号)

この規則は、平成12年5月15日から施行する。

川口市社会福祉保健審議会委員名簿

(任期:平成28年7月19日～平成30年7月18日)

※但し、この間に中核市に移行した場合は、移行前日まで

区 分	氏 名	新・再 改選等	公 職 等
①社会福祉事業に従事する者	石 川 み ち 子	新	鳩ヶ谷第3地区民生委員児童委員協議会 会長
②ボランティア活動に従事する者	宗 像 和 子	再	川口市ボランティア団体連絡協議会副会 長
	大 沼 早 苗	新	公募委員
	植 杉 勝 紀	新	公募委員
③社会福祉関係団体の役員	丹 野 幸 子	新	川口地区保護司会
	小 山 圭 三	再	埼玉県老人福祉施設協議会北足立支部
	山 崎 豊	再	川口市内障害者施設運営団体連絡会
④医療機関及び医療関係団体の 役員	鹿 嶋 広 久	新	川口市医師会会長
	渡 辺 隆 志	新	川口歯科医師会専務理事
	江 川 肇	新	川口薬剤師会副会長
⑤地域住民組織関係者	円 谷 和 子	新	川口市食生活改善推進員協議会根岸支部長
⑥関係行政機関の職員	島 袋 洋 子	再	川口保健所副所長
⑦前各号に掲げる者のほか社会 福祉及び保健について見識を 有する者	吉 田 英 司	再	市議会議員
	関 口 京 子	再	市議会議員
	矢 野 由 紀 子	再	市議会議員

